

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後に自己都合（死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- （１）入社後 30 日以内に雇用契約が終了した場合・・・ 80 %
- （２）入社後 30 日超 90 日以内に雇用契約が終了した場合・・・ 50 %
- （３）入社後 90 日超 180 日以内に雇用契約が終了した場合・・・ 5 %

ただし、求人者は雇用契約の終了日から 5 営業日以内に退職の事実を書面により通知し、弊社がこれを受け退職を確認したうえで紹介手数料の返還とさせていただきます。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上